大豊町　住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目的

・住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
・重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2. 重点区域の設定

重点区域は、住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

重点区域　：　大豊町の全域

〇対象住宅
・昭和56年5月以前に建築された木造住宅



〇戸別訪問する地区
大豊町全域の地区

3. 期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

取組期間　：　平成30年度　～　令和10年度　（11年間）

	H29	H30	～	R5	R6	R7	R8	R9	R10
AP作成									
戸別訪問									

4. 取組内容

（1）戸別訪問の実施

戸別訪問は下記の通り行う。
①リーフレット等を用いた耐震化の必要性・補助制度の説明
②不在の場合、資料のポスティング
③訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）の記録・整理

（2）診断を受けた住宅所有者に対する啓発

・耐震診断の結果報告時に、耐震改修費用の目安となるように平均工事費や工事費の中央値等を示した冊子を配布。
・診断済みで設計・改修未実施の住宅について、戸別に電話し補助事業の説明を行う。

（3）事業者育成・事業者情報の提供

①事業者育成講習会の実施　　②登録事業者一覧の掲載
③電話相談窓口を開設

（4）その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。
①住宅耐震啓発パンフの配布　　②広報誌、回覧板による周知
③地域防災学習会・自主防の会等で住宅耐震の制度について説明

5. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関及び建築関係団体等と連携して活動に取り組む

6. 実績の公表

・当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに県に報告する。
・実績は、県が取りまとめ、県のHPにて公表する。